



認定NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務所 〒700-0933 岡山市北区奥田1-11-20

E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : <http://www.ombud-oka.com>

政務活動費領収書・海外視察報告書の 県議会ホームページでの公開を求める陳情書提出

1月27日、当会は岡山県議会に対して県議会議員の政務活動費の領収書と海外視察の報告書を県議会ホームページで公開することを求める陳情書を提出しました。全文は以下の通りです。

陳情書

件名 岡山県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

要旨

- 1 政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、県議会のホームページで公開してください。
- 2 「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」を改正して、①政務活動費の支出にかかる会計帳簿も議長に提出しなければならないものとし、②何人も提出された会計帳簿の閲覧を請求できるものとしてください。また、会計帳簿も収支報告書等と同様、県議会のホームページで公開してください。
- 3 政務活動費の支出にかかる領収書等を、データ化して管理する取扱いをしてください。

理由

- 1 岡山県議会議員に交付される政務活動費については、「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められており、また「岡山県議会の政務活動費の交付に関する規程」により、議員は政務活動費の支出につき会計帳簿を調製して保管すべきことが定められています。
- 2 しかるに、

- i 収支報告書と領収書等の管理が紙ベースで行われているため、これらの閲覧や写しの請求は、紙ベースでしかできません。このため、
- ア 県民がこれらを閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。
 - イ 領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには約10万円もの費用が必要になります。(領収書等の管理がデータ化されていれば、写しの交付をデータで受けることができますが、紙ベース管理の場合はデータでの提供を求めることができません。)
 - ウ 事務職員は、請求のつど写しを作成しなければならず、その事務的負担が大きくなっています。
- ii 政務活動費の支出にかかる会計帳簿は、従前から作成・保管が義務付けられており、情報量も多いはずですが、全部の領収書等の提出義務が課された平成25年改正の際にも、会計帳簿の提出義務は定められませんでした。そのため、県民が政務活動費の支出状況につきある程度詳しい情報を得るには、領収書等を一枚一枚点検して整理する以外に方法がありません。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
- また、会計帳簿(領収書等が全部提出される以上、帳簿だけを提出対象から除外し続ける意味は全くありません)についても議長に提出すべきものとし、これもあわせてホームページで公開することが有益です。
- また、県民・事務職員双方の負担を減少させるために、領収書等の管理をデータ化することが必要かつ有益です。
- 4 近年、政務活動費の使途の透明化の要請が高まるとともに、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しつつあります。
- 令和元年9月の段階では、領収書等をホームページ公開している議会は、19都道府県、9政令市、35中核市に達しています。また、3県、1政令市、2中核市の議会では、ホームページ公開には至っていないものの領収書等をデータ化して管理しています。岡山市議会でも、令和2年度分からのホームページ公開が決まりました。

6 岡山県議会は、全国の自治体議会の中で、領収書等の提出の金額制限（支出額1万円以下の領収書につき提出義務を課さない）の撤廃が最も遅れました。岡山県議会のこうした政治風土は、県民と事務職員の双方に必要な以上の負担を強いる結果を生んできました。このうえに領収書等のホームページ公開やデータ管理化にまで大幅に遅れを取ることがあってはなりません。一刻も早く、①収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現し、②会計帳簿の提出を義務化してあわせてホームページ公開し、③領収書等をデータ化して管理するべきです。

7 よって、頭書の陳情の要旨のとおり陳情します。

令和2年1月27日

岡山県議会議長 殿

陳情者 岡山市北区奥田1丁目11番20号

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光成卓明

陳 情 書

件名 岡山県議会議員の海外視察の報告書等の議会ホームページでの公開を求める

陳情

要旨

岡山県議会議員が議会から派遣されて行う海外視察の報告書を、県議会のホームページで公開してください。

理由

- 1 岡山県議会議員は、一任期中に旅費額120万円の範囲で、議会から派遣されて公費で海外視察を行える例となっており、海外視察を行った場合には、視察にかかる報告書を議会に提出する例となっています。
- 2 議員が議会に提出する報告書は、紙ベースで提出され、県民がこれを閲覧したり写しの交付を受けるには、情報公開請求をする必要があります。

そのため、

- i 県民がこれらの報告書を閲覧するには、平日の昼間に議会に赴かなければなりません

ん。

ii 報告書の写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければなりません。しかも、近時は、複数人の議員が参加した視察について参加議員ごとに報告書を提出することが多く行われているので、これらの報告書の全部の写しを入手するには、相当額の費用が必要になります。(報告書がデータ化されていれば、写しの交付をデータで受けることができますが、紙ベース管理の場合はデータでの提供を求めることができません。)

3 議員の海外視察は、公費により行われるのですから、その成果は県民が共有することができるものであるべきです。そのためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、視察報告書を閲覧できることが不可欠であり、そのためには各議員の視察報告書を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

4 よって、頭書の陳情の要旨のとおり陳情します。

令和2年1月27日

岡山県議会議長 殿

陳情者 岡山市北区奥田1丁目11番20号

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光成卓明

HPで領収書公開を

市民オンブズマン 県議会に陳情書

NPO法人「市民オンブズマンおかやま」は27日、県議の政務活動費に関わる領収書と、海外視察の報告書を議会ホームページ上で公開することなどを求める陳情書を県議会

に提出した。

現在の仕組みでは、領収書を閲覧するには県議会に足を運ばなければならず、写しを持ち帰るためには1枚10円の費用がかかる。また、海外視察の報告書を閲覧したり写しを手に入れたりするには情報公開請求の手続きを踏み、同じく費用を払わなければならない。陳情書では、政務活動費の収支報告書、領収書などのホームページ上での公開が全国の

毎日新聞
令和2年1月30日付

他自治体から遅れをとっている指摘。視察報告書については、公費による活動の成果は県民が共有することができるとの理由を述べた。同団体の光成卓明代表幹事は取材に対し、「現状は県民に対して十分な透明性が確保されない」と話した。【林田奈々】

オンブズマンアカデミー報告(上)

<2019年度全国大会(岐阜大会)分科会報告>

2月15日に開催したオンブズマンアカデミーでは、「2019年度市民オンブズ全国大会in岐阜」の参加者による分科会報告を行いました。報告の要旨は以下の通りです。なお、今号に掲載できなかった報告要旨は次号に掲載の予定です。

「市民と警察」分科会報告

東 隆 司

警察関係分科会では、秋田・津谷弁護士殺害事件国家賠償訴訟と大垣警察市民監視違憲訴訟の報告が行われた。

1 秋田・津谷弁護士殺害事件国家賠償訴訟報告

本件は、警察が国民に対する使命（義務）を果たしていない事例。

(1) 事件は、平成22年11月4日午前4時ころに発生した。

秋田弁護士会の津谷弁護士（以下「弁護士」という。）の自宅に、離婚事件の相手方となった男性が弁護士を逆恨みし、けん銃と剪定ばさみを分解した槍のような刃物を持って窓ガラスを割って侵入。弁護士の妻から110番通報を受けた機動捜査隊（私服）の警察官2名が駆けつけたが（パトカーのサイレンを鳴らさず）、弁護士が犯人から取り上げたけん銃を右手に持っていたことから、警察官は弁護士を犯人と誤認して取り押さえたため、犯人の動きを見逃し、その隙に犯人が刃物で弁

護士を2度突き刺し、死亡させた。その間2分25秒。

(2) 一審判決は、秋田県に対する妻の請求を棄却。

【理由の要旨】

ごく短時間の出来事で警察官の判断はやむを得なかった。

秋田県は凶悪事件の発生が少なく、このような突発事件に対応する訓練や意識の涵養が十分でなかったため、対応能力が無かったのもやむを得ない。

(3) 控訴審判決は、一審の事実関係を前提に一審判決を破棄、妻の請求を認めた。

【理由の要旨】

警察官は、人の生命の危険が切迫しているときには加害行為を除去するための手段を講じる権限と義務がある。

110番通報は、侵入者が「弁護士を殺す。」と言っているとの内容であり、警察官は弁護士の生命の危険の切迫性を知っていたはず。しかし、警察官は、出勤に際して警棒、耐刃防護衣を着用していなかった。

現場到着時、警察であることを名乗らず、「やめれ。」と警告しただけ。加害者と被害者を容易に識別できたの

に、問いかけをしていない。加害者を逮捕することよりは、被害者の安全を確保すべきであり、安全確保は可能であった。

(4) 秋田県は、警察庁の意向を尊重し上告したが、上告は棄却された。

2 大垣警察市民監視違憲訴訟

本件は、警察が権限を逸脱して国民のプライバシーを侵害した事例

(1) 平成17年ころから、中部電力が大垣と関ヶ原に連なる山の尾根に風力発電設備を建設する計画を進めていたことから、地元住民は環境破壊、健康被害の有無について勉強会をしていた。

平成26年7月24日、朝日新聞に、大垣警察署が勉強会を開いていた住民4名の氏名、学歴、職歴、病歴などの個人情報や、地域の運動の中心となっている法律事務所に関する情報を、事業を行っていた中部電力の子会社（事業者）に提供していたことが掲載された。

証拠保全により、事業者が作成していた警察との意見交換記録を入手したところ、警察が住民運動を敵視し、業者に運動つぶしを指南していることが分かった。

(2) 個人情報を提供された住民が、岐阜県公安委員会に抗議したところ、公安委員会は、「通常の警察業務の一環」と回答した。

平成28年12月、4名の住民は、プライバシーを侵害されたとして、岐阜県を被告として国家賠償請求訴訟を

提起した。

平成30年1月29日、原告4名は、「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えた。

争点は、個人情報収集と提供の法的根拠の有無。

「カジノ・ギャンブル依存症」 分科会報告

釣崎悦子

1 各地報告

① 大阪

ギャンブルの売り上げでギャンブル依存症の対策を行っていない、ギャンブル依存症者ゼロを実現することはできない。莫大な数のギャンブル依存症者を生み出すカジノに反対していくことが、本当の意味でのギャンブル依存症対策になる。

② 和歌山

「大阪にカジノができるなら、和歌山にはできない」と思われていたが、和歌山のカジノ誘致も現実味を帯びてきている。そんな中、これまで和歌山でカジノに反対する団体は「カジノ問題を考える和歌山ネットワーク」だけだったが、今年、新たに「和歌山カジノに反対する海南の会」が立ち上がり、少しずつ運動が盛り上がっている状況

である。

③ 神奈川

少数の運動でカジノを阻止するのは難しいので、多数の市民を巻き込んでリコールか住民投票を行いたい。多数者の運動にするためには、「なぜ、カジノがよくないのか」を分かりやすく市民に伝えなければならない。ギャンブル依存症の問題は一般の人には分かりにくいので、「カジノができると質屋や風俗街ができて街の景観が悪くなる」、「街にカジノホームレスが溢れる」と説明するのがいいと思う。

大阪市は高校生にカジノに関するリーフレットを配布して、ギャンブルの問題点をきちんと伝えず、ギャンブルに対する抵抗感をなくそうとしている。最近の若者はゲーム依存症の人が多いため、その人たちがギャンブル依存症にされようとしている。人口が減少している日本で、若者がギャンブル依存症になることは国家的な損失である。

IRカジノで弊害を出さないために、カジノ入場者の制限や脱税・マネーロンダリングの規制を厳格にしなければならない。まだ誘致が決まっていない段階で、条件闘争を提案することには批判があるかもしれないが、いつかは議論しなければいけないことである。

2 質疑応答

① カジノ規制

- ・安倍首相は、「我が国のカジノは世界最高水準の規制だから安心してほしい」と言っているが、日本でシンガポール以上の規制ができるとは思えない。
- ・「カジノはマネーロンダリングだ」として保守の中にもカジノに反対している人がいる。カジノがブラックボックスを生み出す施設である以上、どんな規制にも意味がないように思う。
- ・今後、反対運動を進めていく中で、カジノ誘致の問題点を指摘するために、カジノ規制について考える必要がある。マイナンバーカードで国民の所得を管理することは、ギャンブル規制には有効だと思うが、今の日本ではほとんどの人が反対するだろう。

② 地域の問題

- ・大阪では、維新の会が議会の多数を占めているので、カジノ誘致は仕方がないように思える。しかし、数年前に、「カジノができたら行くか」というアンケートをすると、9割の人が「行かない」と回答した。誘致されても「行かない」、「儲からない」という状況をつくることも闘い方の一つだと思う。
- ・大阪では、カジノと万博をセットで進めているので、万博が終わった後のカジノ整備には、市民の同意を得られにくい。また、誘致場所の夢洲は、まだ埋め立て工事が終わっていない。住民

投票のような正攻法だけでなく、このような弱点を突いていくような闘い方も重要だと思う。

- ・神奈川の反対運動で神奈川への誘致を阻止することはできるかもしれないが、他の地域に誘致されたのでは意味がない。東京でも誘致が検討されているが、横浜の反対運動が東京にも波及するようにしなければならない。「カジノに行かないので、自分には関係ない」と思っている人に運動を広げていかなければならない。

③ ギャンブル依存症

- ・一般市民にカジノの恐ろしさを伝えるには、ギャンブル依存症の見方を変えなければならない。ギャンブル依存症の本当の被害者は、依存者の周囲にいる人々である。その人たちの体験談を集めるような運動が必要だと思う。
- ・ギャンブル依存症の最大の被害者は、病気になった人だと思う。パチンコで、ギャンブル依存になり、病人になる人を嫌というほど見てきた。病人をつくってまで金儲けをしようとする汚い連中は叩きつぶさなければならない。

コラム

60代でのデビュー(その2)

藤井邦昭

ゴルフを始めて6年目。今は、ブービー賞争いをしています。強敵手の妻は、優勝者争いを演じているところ。ほぼすべてのおなじ大会に参加しています。この差は、何なんでしょう。年齢を重ねて前に前にとティアップ場所は進んでいますが、男女平等でないところが紳士のスポーツでしょうか。前にまえにといつまでも一緒に楽しみたいものです。

そんなところ、誘われました「グランドゴルフどう?」と。では参加しますと、こちら昨年5月にデビューしました。ルールも知らず、道具も持たずの参加です。会場までは徒歩で往復

し、くじを引きチーム分けして8ホールを2ゲームしてお茶タイム。休憩後、あと1ゲーム楽しみ、ポイントを集計しボードに書き込み修了です。約2時間かなりの運動量です。

毎週、火・木・土曜日朝7時過ぎから参加して、まずはグランド整備をしています。

ただ、ゴルフと重なるとゴルフ優先しています。今は、季節もよく日々充実の60代。エージシュウトを目指してからだを動かしています。

どちらも、高齢化が進んでいます。今のところ若手です。新規の若手会員募集中です。

いつでもデビューできると思っております。まだまだ現役・わかての藤井邦昭です。